

公益財団法人宮崎県スポーツ協会加盟団体規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。） 定款第11条第3項の規定に基づき、加盟団体に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(加盟団体)

第2条 加盟団体は、別表のとおりとする。

2 加盟団体は、本県における体育・スポーツの統轄団体としてふさわしい組織を有するものでなければならない。

(加盟)

第3条 本会の加盟団体になろうとする団体は、理事長に、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 団体の規約
- (3) 団体の組織及び役員に関する事項
- (4) 団体に所属する会員等の事項
- (5) 団体の前年度の事業報告書、収支決算書及び当該年度の事業計画書、収支予算書
- (6) その他、理事長が求める書類

(退会)

第4条 本会を退会しようとする加盟団体は、理事長に、退会願を提出しなければならない。

2 理事長は、加盟団体が次の各号に該当する場合は、退会させることができる。

- (1) 加盟団体としてふさわしくないと認められるとき
- (2) 負担金の納付を長期に怠っているとき

(届出)

第5条 加盟団体は、毎事業年度終了後1か月の間に、理事長に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 加盟団体の前年度の事業報告書及び収支決算書
- (2) 加盟団体の当該年度の事業計画書、収支予算書及び役員名簿

2 加盟団体は、第3条により提出している書類に変更があったときは、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

(負担金)

第6条 加盟団体は、毎年5月末日までに定款第11条の規定に基づく負担金を納入しなければならない。

2 前項の負担金の額は、理事会及び評議員会の承認を得て決定する。

3 理事長は、特別な事情があると認めるときは、理事会及び評議員会の承認を得て、負担金を減額又は免除することができる。

4 加盟団体が第4条の規定に基づき退会した場合は、その時期にかかわらず、既に納付した負担金等は返還しない。

5 負担金は総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用しなければならない。

(会議)

第7条 理事長は、必要があると認めるときは、加盟団体代表者会議又は加盟団体事務担当者会議を開催する。

(規程の変更)

第8条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、加盟団体に関し必要な事項は、理事会で審議して、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 平成25年4月 1日 一部改正
- 3 平成26年3月 7日 一部改正
- 4 平成28年3月23日 一部改正
- 5 平成29年3月23日 一部改正
- 6 平成29年6月28日 一部改正
- 7 令和 2年3月 3日 一部改正
- 8 令和 5年6月 9日 一部改正
- 9 令和 6年3月 5日 一部改正
- 10 令和 7年3月21日 一部改正

別表

(競技団体)

一般財団法人宮崎陸上競技協会 一般財団法人宮崎県水泳連盟 宮崎県バレーボール協会
宮崎県軟式野球連盟 宮崎県ソフトテニス連盟 宮崎県卓球協会 宮崎県弓道連盟
宮崎県ラグビーフットボール協会 一般社団法人宮崎県サッカー協会
一般社団法人宮崎県バスケットボール協会 宮崎県柔道連盟 宮崎県体操協会
宮崎県剣道連盟 宮崎県ソフトボール協会 宮崎県銃剣道連盟 宮崎県レスリング協会
宮崎県馬術連盟 宮崎県クレール射撃協会 宮崎県山岳・スポーツクライミング連盟
宮崎県ハンドボール協会 宮崎県相撲連盟 宮崎県バドミントン協会 宮崎県テニス協会
宮崎県ウェイトリフティング協会 一般社団法人宮崎県自転車競技連盟 宮崎県ライフル射撃協会
宮崎県ボクシング連盟 宮崎県フェンシング協会 宮崎県ローイング協会
宮崎県アーチェリー協会 宮崎県ホッケー協会 宮崎県セーリング連盟
一般社団法人宮崎県空手道連盟 宮崎県スケート連盟 宮崎県スキー連盟
宮崎県なぎなた連盟 宮崎県カヌー協会 宮崎県ボウリング連盟 宮崎県少林寺拳法連盟
宮崎県四半的弓道連盟 宮崎県ゲートボール協会 宮崎県アイスホッケー連盟
宮崎県ミニバレーボール協会 宮崎県グラウンド・ゴルフ協会 宮崎県武術太極拳連盟
宮崎県ゴルフ協会 宮崎県トライアスロン連合 宮崎県綱引連盟 宮崎県ミニテニス協会
NPO法人宮崎県サーフィン連盟 宮崎県パークゴルフ協会連合会 宮崎県エアロビック連盟
宮崎県ダンススポーツ連盟 宮崎県スポーツウエルネス吹矢協会

(市郡体育・スポーツ協会)

公益財団法人宮崎市スポーツ協会 一般社団法人延岡市スポーツ協会
一般財団法人都市スポーツ協会 日南市スポーツ協会 小林市スポーツ協会
日向市スポーツ協会 串間市スポーツ協会 西都市スポーツ協会
えびの市スポーツ協会 児湯郡スポーツ協会 西臼杵郡スポーツ協会
東臼杵郡体育協会 北諸県郡体育協会 西諸県郡スポーツ協会 東諸県郡スポーツ協会

(関係機関団体)

宮崎県障がい者スポーツ協会

(学校体育団体)

宮崎県高等学校体育連盟 宮崎県高等学校野球連盟 宮崎県中学校体育連盟

公益財団法人宮崎県スポーツ協会賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「**本会**」という。）定款第12第2項条の規定に基づき、賛助会員（以下「**会員**」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 会員は、本会の目的に賛同し、本会を支援する個人又は団体であつて、理事長が、会員としてふさわしいと認めた個人又は団体とする。

2 会員になろうとする個人又は団体は、入会申込書（様式1号）を理事長に提出しなければならない。

(会費)

第3条 会員は、入会の時及び毎年度、次の会費を納付しなければならない。

（1）個人会員 年額1口 3,000円（口数制限なし）

（2）団体会員 年額1口10,000円（口数制限なし）

2 会費は、入会の時又は毎年度5月末日までに納入しなければならない。

3 年度途中に退会した場合は、その年度の会費は返還しないものとする。

4 会費は総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用しなければならない。

(退会)

第4条 会員は、退会する場合は、退会届（様式2号）を理事長に提出しなければならない。

2 前項の届出がない場合は、会員として年度を超えて継続するものとする。

(特典)

第5条 本会は、会員に対して、次の情報提供等を行うものとする。

（1）本会の刊行物等を提供すること。

（2）本会の刊行物等に会員氏名、名称を掲載すること。

（3）本会の行事等を案内すること。

（4）その他

(除名)

第6条 会員が次に該当する場合は、理事長の承認を得て会員から除名するものとする。

（1）会員としてふさわしくない行為があった場合

（2）会費の納入を長期に怠った場合

(規程の変更)

第7条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、賛助会員に関し必要な事項は、理事会で審議して、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

2 平成26年3月 7日 一部改正

3 令和 2年3月 3日 一部改正

4 令和 7年3月21日 一部改正

公益財団法人宮崎県スポーツ協会評議員選定委員会規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第14条第4項の規定に基づき、本会の評議員選定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（招集）

第2条 委員会は、本会理事長が招集する。

2 委員会の招集は、委員会の1週間前までに、委員会の委員（以下「委員」という。）に対して書面で通知しなければならない。ただし、委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく委員会を開催することができる。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとする。

3 委員は、定款第14条第2項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する。

（議長）

第4条 委員会の議長は、当該委員会において委員の互選により選出する。

（決議）

第5条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

（情報提供）

第6条 本会理事長は、委員会における審議に当たり、次の各号の情報を提供しなければならない。

（1）評議員及び評議員会の有する権限、評議員の欠格事由その他評議員に関する法令その他定款の規定の内容

（2）評議員候補者の経歴、選任理由、当該評議員候補者と本会及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係、当該評議員候補者の兼職状況、その他評議員候補者に関する情報

（議事録）

第7条 委員会は議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した委員全員が記名押印し、理事会に提出しなければならない。

（規程の変更）

第8条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、理事会で審議して、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

2 令和2年3月 3日 一部改正

3 令和7年3月21日 一部改正

公益財団法人宮崎県スポーツ協会評議員会規程

(目的)

第1条 この規程は、法令又は公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款に定めるもののほか、定款第26条の規定に基づき、評議員会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の出席)

第2条 理事及び監事はやむをえない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。

2 評議員会は、必要に応じ、事務局職員及びその他の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(理事等の説明、報告)

第3条 議長は、議題を付議した後、理事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。

2 理事は、議長の許可を得た上で、補助者に前項の報告又は説明をさせることができる。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第184条の規定による評議員提案にかかる場合にあっては、議長は、当該評議員に議案の説明を、理事又は監事に対しては当該提案に対する意見を求めるものとする。

(質問の説明)

第4条 評議員の理事に対する質問の説明は、理事長又はその指名した理事が行う。

2 理事は、議長の許可を得た上で、補助者に説明させることができる。

3 評議員の監事に対する質問の説明は、監事が行う。

4 理事又は監事は、質問が次の各号に該当するときは、説明を拒むことができる。

(1) 質問事項が評議員会の目的事項に関しないものである場合

(2) 説明をするために調査をすることが必要である場合

(3) 説明をすることにより本会その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

(4) 質問が重複する場合

(5) その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(採決)

第5条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認めるときは、審議を終了させ採決しなければならない。

(欠席者に対する通知)

第6条 理事長は、評議員会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した評議員に対し通知しなければならない。

(規程の変更等)

第7条 この規程の改正等は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、評議員会に関し必要な事項は理事会及び評議員会で審議して、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

2 令和2年3月17日 一部改正

3 令和7年3月21日 一部改正

公益財団法人宮崎県スポーツ協会理事会規程

（目的）

第1条 この規程は、法令又は公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款に定めるもののほか、定款第46条の規定に基づき、理事会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（開催時期）

第2条 定款第39条第2項に定める定例理事会は、原則として6月、11月及び3月に開催する。

（役員以外の出席）

第3条 理事会は、必要に応じ、事務局職員その他の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

（議長）

第4条 理事全員の改選直後の理事会における議長は、定款第41条にかかわらず、出席した理事の中から互選された者がこれにあたる。

（緊急の処理）

第5条 理事長は、理事会の決議事項（法定事項を除く。）であっても、緊急の処理を要するため理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあっては、理事長は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

（欠席者に対する通知）

第6条 理事長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

（規程の変更等）

第7条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、理事会に関し必要な事項は理事会で審議して、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 定款40条第2項に定める副会長の順位については、総務専門委員会の委員長の職にある副会長、普及専門委員会の委員長の職にある副会長、企画専門委員会の委員長の職にある副会長、財務専門委員会の委員長の職にある副会長の順とする。（平成25年10月30日追記、平成26年11月26日一部改正）
- 3 令和2年3月 3日 一部改正
- 4 令和5年6月16日 一部改正
- 5 令和7年3月21日 一部改正

公益財団法人宮崎県スポーツ協会役員職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第29条第3項の規定に基づき、本会役員等の職務権限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(理事長、副会長、専務理事の職務権限)

第2条 理事長は、本会を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は、理事長を補佐し、本会の業務を執行する。

3 専務理事は、理事長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。

4 前3項の役員等の職務権限は、別表のとおりとする。ただし、別表に定める副会長、専務理事の職務権限に係る事務が、特に重要、異例又は紛議を生ずるおそれがあると認められる場合は、理事長の決裁を受けなければならない。

(職務の代行)

第3条 次表の左欄に掲げる者に事故あるとき又は欠けたときは、次表の右欄に掲げる者が、その職務を代行する。

理事長	副会長
理事長及び副会長	専務理事

(規程の変更)

第4条 この規程の改正等は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、本会の役員等の職務権限に関し必要な事項は、理事会で審議して、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

2 平成27年11月25日 一部改正

3 令和2年3月17日 一部改正

4 令和7年3月21日 一部改正

	理事長	副会長	専務理事
1	運営の基本方針に関すること。	専門委員会等に関する事 件。	理事長、副会長の権限に属する日常業務の執行、管理に関すること。ただし、次に掲げる事項は事務局長に専決させることができる。 1 事業計画及び予算の執行、管理に関すること。 2 会計処理に関すること。 3 軽易な許可、承認、届出、報告、通知等に関すること。 4 事務局長以外の事務局職員の給与及び服務に関すること。 5 事務局長以外の事務局職員の県内の旅行命令及び時間外勤務命令に関すること。 6 事務局職員の研修、福利厚生に関すること。 7 1件300万円未満の契約、業務の委託又は受託及び予算執行に関すること。 8 事務局内の情報管理、安全衛生及び危機管理に関すること。 9 1件100万円未満の収入及び寄附物件の受入れに関すること。
2	事業の基本方針に関すること。		
3	予算編成及び決算に関すること。		
4	評議員会、理事会その他重要な会議に関すること。		
5	定款、規程及び重要な規定等の制定、改廃に関すること。		
6	重要な監督官庁等に対する許可、承認、届出、報告通知等に関すること。		
7	組織及び権限の委任に関すること。		
8	事務局職員の人事、給与、服務の制度に関すること。		
9	事務局職員の任免、表彰、懲戒処分に関すること。		
10	重要な契約の締結に関すること。		
11	基本財産に関すること。		
12	重要な財産等の取得、賃貸借及び処分に関すること。		
13	重要な業務の委託又は受託に関すること。		
14	重要な加盟団体の取り扱いに関すること。		
15	訴訟行為、損害賠償等に関すること。		
16	重要な登記に関すること。		
17	寄付金等の募集、受入に関すること。		
18	重要な情報管理、安全衛生及び危機管理に関すること。		
19	その他、重要事項に関すること。		

公益財団法人宮崎県スポーツ協会専門委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第57条第3項の規定に基づき、専門委員会（以下、「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の設置、種類等)

第2条 本会の委員会は、第3項各号に掲げるとおりとする。ただし、必要がある場合は、第3項以外の委員会を設置することができる。

2 委員会の設置、廃止は、理事会の承認を得て行うものとする。

3 委員会は、理事会の諮問に応じ次の各号に定める職務を行う。

(1) 総務・財務委員会

ア 事務局運営に関すること。(総務)

イ 定款及び規程等の制定、改廃に関すること。(総務)

ウ 加盟団体に関すること。(総務)

エ 財務に関すること。(総務)

オ その他、前各号の目的達成に必要なこと及び他の専門委員会に属しないこと。(総務)

カ 事業に要する資金の確保に関すること。(財務)

キ 資産の管理、処分に関すること。(財務)

ク その他、前各号の目的達成に必要なこと。(財務)

(2) 普及・表彰委員会

ア スポーツの普及に関すること。(普及)

イ スポーツ指導者の育成に関すること。(普及)

ウ 青少年スポーツの育成、支援に関すること。(普及)

エ スポーツの啓発、広報及び資料収集に関すること。(普及)

オ その他、前各号の目的達成に必要なこと。(普及)

カ 本会の顕彰事業に関すること。(表彰)

キ その他、前号の目的達成に必要なこと。(表彰)

(3) 企画・強化・育成委員会

ア スポーツ振興に関する基本方針の策定、推進に関すること。(企画)

イ 競技力向上に関すること。(企画)

ウ スポーツ指導者の育成に関すること。(企画)

エ スポーツ医・科学支援に関すること。(企画)

オ その他、前各号の目的達成に必要なこと。(企画)

カ 競技力向上に関する基本方針の策定、推進に関すること。(強化・育成)

キ 競技力向上に関する条件整備に関すること。(強化・育成)

ク 選手、指導者の育成に関すること。(強化・育成)

ケ 女性アスリート支援に関すること。(強化・育成)

コ その他、前各号の目的達成に必要なこと。(強化・育成)

(4) 倫理・コンプライアンス委員会

ア 当協会および加盟団体におけるガバナンスおよびコンプライアンスに関すること。

イ 加盟団体規程、スポーツ憲章などの関係規程の遵守および処分に関すること。

ウ 女性アスリート支援に関すること。

エ その他、前各号の目的達成に必要なこと。

(委員)

第3条 委員会に、委員5名以上15名以内を置く。

2 委員のうち、1名を委員長とする。また、委員長以外の委員のうち1名を副委員長とする。

(委員の選出及び任期)

第4条 委員は、本会理事、評議員及び学識経験者から、本会理事会の承認を得て、本会理事長が委嘱する。

2 委員長は、本会理事会で推挙し、本会理事会の承認を経て本会理事長が委嘱する。

3 副委員長は、委員会で推挙し、本会理事会の承認を経て本会理事長が委嘱する。

4 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する委員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(委員の職務等)

第5条 委員長は、委員会を代表し会務を統轄する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 委員は、委員会を構成し、定款及びこの規程に定めるところにより、委員会の職務を行う。

4 第2条第3項の総務委員会、普及委員会及び企画委員会の委員は、理事会の承認を得て、第2条の規定に基づく他の委員会の委員を兼ねることができる。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて、理事長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、必要に応じ、事務局職員その他の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、本会事務局に置く。

(規程の変更等)

第8条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員会で審議して、委員長が定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

2 令和2年3月 3日 一部改正

3 令和3年4月 1日 一部改正

4 令和5年3月 7日 一部改正

5 令和5年6月16日 一部改正

6 令和7年3月21日 一部改正

宮崎県スポーツ少年団規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第49条第2項の規定に基づき、宮崎県スポーツ少年団（以下「本団」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(理念及び事業)

第2条 本団は、定款第4条に基づく次の事業を行い、本県スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、青少年スポーツの振興及び青少年の健全な育成に資することを目的とする。

- (1) スポーツ少年団活動の普及、指導に関すること。
- (2) スポーツ少年団指導者及びリーダーの育成、活用に関すること。
- (3) スポーツ少年団の組織化と指導体制確立に関すること。
- (4) スポーツ少年団の交流に関すること。
- (5) スポーツ少年団及びスポーツ少年団指導者の顕彰に関すること。
- (6) 関係機関団体との連絡調整に関すること。
- (7) その他スポーツ少年団の目的達成に関すること。

(団員)

第3条 スポーツ少年団の団員は、前条各号に掲げる事業に要する経費を負担し、市町村スポーツ少年団、本団及び日本スポーツ少年団に登録した者とする。

2 前項の登録は毎年度更新する。

(役員)

第4条 本団に、常任委員10名以上20名以内を置く。

2 常任委員のうち1名を本部長とする。また、本部長以外の4名以内を副本部長とする。

(常任委員等の選出及び任期)

第5条 常任委員は、次の各号に定めるところにより選出する。

- (1) 別表1の市町村スポーツ少年団において1名選出する。
 - (2) 本会理事会において、本会理事及び学識経験者から若干名選出する。
 - (3) スポーツ少年団活動に参画する地域人材等から若干名選出する。
- 2 本部長は、常任委員会で推挙し、本会理事会の承認を経て本会理事長が委嘱する。
- 3 副本部長は、次の各号に定めるところにより選出する。
- (1) 別表2輪番から選出、常任委員会で推挙し、本会理事会の承認を経て本会理事長が委嘱する。
 - (2) 常任委員会において、公益財団法人宮崎県スポーツ協会専務理事、女性代表指導者1名、別表2輪番から2名選出し、2年ごとの改選とする。
- 4 常任委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する常任委員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 5 地域人材等から選出した常任委員の任期は、1期（2年）とし、最長2期（4年）までとする。

(職務等)

第6条 本部長は、本団を代表し会務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、定款及びこの規程に定めるところにより、本団の職務を行う。

(会議)

第7条 本団の会議は、常任委員会及び市町村本部長会とする。

- 2 常任委員会は、必要に応じて本部長が招集し、その議長となる。
- 3 常任委員会は、次の職務を行う。
 - (1) スポーツ少年団の業務執行の決定
 - (2) 本部長・副本部長の本会理事会への推挙
 - (3) 市町村本部長会決議事項の審議
 - (4) その他、本会理事会から諮問された事項
- 4 市町村本部長会は、年2回、本部長が招集し、その議長となる。
- 5 市町村本部長会は、次の事項について決議する。
 - (1) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
 - (2) 各事業年度の決算の承認
 - (3) スポーツ少年団規程の変更の承認

(4) その他、常任委員会から諮問された事項

6 本団の会議は、必要に応じ、事務局職員その他の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(中央指導者協議会)

第8条 本団に、中央指導者協議会を置く。(以下「協議会」という)

2 協議会設置に関し必要な事項は、宮崎県スポーツ少年団常任委員会の決議を経て別に定める。

(経費)

第9条 本団の経費は、第3条に定める団員の会費及び本会の助成金、その他の収入をもって支弁し、定款及び規程の定めるところにより処理する。

(事務局)

第10条 本団の事務局は、本会事務局内に置く。

(規程の変更)

第11条 この規程の改正等は、本会理事会の決議を経て行う。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、本団に関し必要な事項は、常任委員会で審議して、本部長が定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年3月7日から施行する。
- 3 平成27年 6月10日 一部改正
- 4 平成28年11月25日 一部改正
- 5 令和 2年 3月 3日 一部改正
- 6 令和 5年 6月16日 一部改正
- 7 令和 5年11月14日 一部改正
- 8 令和 6年 6月 7日 一部改正
- 9 令和 6年11月19日 一部改正
- 10 令和 7年 3月21日 一部改正

別表1

	市町村スポーツ少年団
1	宮崎市地区
2	東諸県地区
3	日南市、串間市地区
4	都城市、北諸県郡地区
5	小林市、えびの市、西諸県郡地区
6	西都市、児湯郡地区
7	延岡市地区
8	日向市、東臼杵郡地区
9	西臼杵郡地区

別表2

A グループ	B グループ	C グループ
延岡市ブロック	日向市・東臼杵郡ブロック	日南・串間ブロック
西臼杵郡ブロック	東諸県郡ブロック	宮崎市ブロック
西都・児湯ブロック	都城市・北諸県郡ブロック	西諸県ブロック

宮崎県スポーツ少年団中央指導者協議会細則

(総則)

第1条 この細則は、宮崎県スポーツ少年団規程第8条の規定に基づき宮崎県スポーツ少年団中央指導者協議会（以下、「協議会」という。）に関し必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 この協議会は、指導者の育成、資質の向上に努め、本県スポーツ少年団活動の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行い、宮崎県スポーツ少年団に意見を具申することができる。

- (1) 県内ブロックスポーツ少年団指導者協議会との連携に関すること
- (2) 宮崎県スポーツ少年団事業の推進と協力に関すること
- (3) 指導者の資質向上に関すること
- (4) 指導者間の交流と情報交換に関すること
- (5) 指導者・リーダーの育成に関すること
- (6) その他、この協議会の目的達成に必要な事項

(構成)

第4条 協議会は、県本部長、副本部長及び各市町村から選出された代表者で構成する。(以下、「委員」という。)

2 前項の代表者は、日本スポーツ少年団登録指導者（スポーツ少年団の理念を学んでいる指導者）の中から選出する。

3 選出人数は、各市町村の日本スポーツ少年団登録指導者数（選出前年度の8月末日現在）により、次のとおりとする。

登録指導者	選出可能数
100人未満	1名
100人以上～300人未満	1～2名
300人以上～500人未満	1～3名
500人以上～700人未満	1～4名
700人以上	1～5名

ただし、県本部長、副本部長の在籍する市町村にあっては、選出人数に、本部長、副本部長を含めてもよいものとする。

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 指導者・リーダー育成担当委員3名

第7条 会長は県副本部長をあて、協議会を代表する。

2 副会長は協議会委員の互選とし、会長を補佐し、会長事故あるときは、その会務を代行する。

3 指導者・リーダー育成担当委員は指導者、リーダーの育成に係る業務を中心に担当する。指導者・リーダー育成担当委員の選出は協議会委員の互選とする。

附則

1 この細則は、平成28年11月25日より施行する。

2 この細則は、令和3年4月1日より施行する。

宮崎県スポーツ指導者協議会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第51条第2項の規定に基づき、宮崎県スポーツ指導者協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 協議会は、定款第4条に基づく次の事業を行う。

- (1) スポーツ指導者の育成方策に関すること。
- (2) スポーツ指導者の資質向上に関すること。
- (3) スポーツ指導者の連携及び組織拡充に関すること。
- (4) スポーツ指導者の啓発及び活用に関すること。
- (5) その他、協議会の目的達成のために必要なこと。

(会員)

第3条 協議会の会員は、公益財団法人日本スポーツ協会が認定したスポーツ指導者とする。

2 会員は、前条各号に掲げる事業に要する経費を負担するため、会費を納入しなければならない。

(理事)

第4条 協議会に、理事15名以上25名以内を置く。

2 理事のうち1名を会長とする。また、会長以外の2名以内を副会長とする。

(理事の選出及び任期)

第5条 理事は、次の各号により選出する。

- (1) 本県のスポーツ指導者に関係する機関団体において、若干名選出する。
 - (2) 本会理事会において、加盟団体から推薦のあった者を若干名選出する。
 - (3) 本会理事会において、本会理事及び学識経験者から若干名選出する。
- 2 会長は、理事会で推挙し、本会理事会の承認を経て本会理事長が委嘱する。
- 3 副会長は、理事会で推挙し、本会理事会の承認を経て本会理事長が委嘱する。
- 4 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する理事会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(職務等)

第6条 会長は、協議会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、定款及びこの規程に定めるところにより、協議会の職務を行う。

(会議)

第7条 協議会の会議は、理事会及び総会とする。

- 2 理事会及び総会は、必要に応じて、会長が招集し、その議長となる。
- 3 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) 指導者協議会の業務執行の決定

- (2) 会長・副会長の本会理事会への推挙
 - (3) 総会決議事項の審議
 - (4) その他、本会理事会から諮問された事項
- 4 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
 - (2) 各事業年度の決算の承認
 - (3) スポーツ指導者協議会規程の変更の承認
 - (4) その他、理事会から諮問された事項
- 5 協議会の会議は、必要に応じ、事務局職員その他の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第8条 協議会は、第2条の事業を行うために必要な部会を設置することができる。

(経費)

第9条 協議会の経費は、第3条に定める会員の会費及び本会の助成金、その他の収入をもって支弁し、定款及び規程の定めるところにより処理する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、本会事務局内に置く。

(規程の変更)

第11条 この規程の改正等は、本会理事会の決議を経て行う。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は本会理事会で審議して、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 平成27年6月10日 一部改正
- 3 平成30年6月 5日 一部改正
- 4 令和 2年4月 1日 一部改正
- 5 令和 3年4月 1日 一部改正
- 6 令和 6年6月16日 一部改正
- 7 令和 7年3月21日 一部改正

宮崎県スポーツ医・科学委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第53条第2項の規定に基づき、宮崎県スポーツ医・科学委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 委員会は、定款第4条に基づき、次の事業を行う。

- (1) 競技力向上についての医・科学的研究に関すること。
- (2) スポーツ振興についての医・科学的研究に関すること。
- (3) 県民のスポーツに関する健康管理、安全管理及びスポーツ相談に関すること。
- (4) その他、委員会の目的達成のために必要なこと。

(委員)

第3条 委員会に、委員15名以上30名以内を置く。

2 委員のうち1名を委員長とする。また、委員長以外の委員のうち3名以内を副委員長とする。

(委員の選出等及び任期)

第4条 委員は、次の各号により選出する。

- (1) スポーツ医・科学関係機関団体において、スポーツ医・科学関係者を若干名選出する。
 - (2) 本会理事会において、本会理事及び学識経験者から若干名選出する。
- 2 委員長は、委員会で推挙し、本会理事会の承認を経て本会理事長が委嘱する。
- 3 副委員長は、委員会で推挙し、本会理事会の承認を経て本会理事長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する委員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(職務等)

第5条 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 委員は、委員会を構成し、定款及びこの規程に定めるところにより、委員会の職務を行う。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、規程の改廃、事業計画、事業予算そのほか本会理事会から諮問された事項について審議する。
- 3 委員会の会議は、必要に応じ、事務局職員その他の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(部会等)

第7条 委員会は、第2条の事業を行うために必要な部会等を設置することができる。

(経費)

第8条 委員会の経費は、本会の助成金をもって支弁し、定款及び規程の定めるところにより処理する。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、本会事務局内に置く。

(規程の変更)

第10条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、本会理事会で審議して、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 令和2年4月 1日 一部改正
- 3 令和5年6月16日 一部改正
- 4 令和7年3月21日 一部改正

宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会基本規程

第1章 総則

(総則)

第1条 本規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第4条の規定に基づいて設置された宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）に関する基本原則を定める。

2 県協議会は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会基本規程に定める団体として、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）を構成するものとする。

(基本理念及び目的)

第2条 県協議会は、県内各クラブ共通理解のもと、クラブのネットワーク化を図り、地域のみなさんと共に魅力あるクラブづくりを促進し、健康で活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

(組織構成)

第3条 県協議会は、前条に定める基本理念及び目的に賛同し、本規程及びこれに付随する規程等を遵守する県内の総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）を代表する組織体とする。

2 県協議会に次の専門部会を置き、各種事業の企画及び推進に務める。

- (1) 事業部
- (2) 研修部
- (3) 広報部

各専門部の構成は、全理事をもって構成し、各ブロックより選出される。

3 県協議会に次のブロックを定め、各ブロックの活動を推進する。

- (1) 県央
- (2) あさぎり
- (3) 県北
- (4) にしもろ
- (5) 西都児湯
- (6) 県南

各ブロック構成は、各ブロック内の理事をもって構成する。

第2章 事業

(事業)

第4条 県協議会は、第2条に定める基本理念及び目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 総合型クラブの財源確保に対する支援
- (2) 総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動
- (3) 総合型クラブ育成に関わる研修と研究
- (4) 総合型クラブ間の情報交換と交流事業
- (5) 総合型クラブの顕彰に関すること
- (6) そのほか目的達成に必要な事業

第3章 登録

(登録)

第5条 県協議会への加入は、登録をもって行う。

2 登録に関しては、別に定める。

第4章 役員

(種類及び定数)

第6条 県協議会に次の役員をおく。

会長（1名） 副会長（4名） 理事（クラブから代表1名）
各専門部（部長1名 副部長1名） ブロック長（各ブロック1名）

(役員を選出)

第7条 前条に規定する役員は次のとおり選出する。

- (1) 会長は、理事の互選によって定める。
- (2) 副会長は、理事及び学識経験者の中から会長が委嘱する。
- (3) 理事は、第5条に基づき登録したクラブ（以下「登録クラブ」という）からそれぞれ代表者1名を選任する。
- (4) 専門部長は各専門部に所属する理事の互選によって定める。
- (5) ブロック長は各ブロックの理事の互選によって定める。

2 県協議会に顧問及び相談役を置くことができる。理事会で選任し委嘱する。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、県協議会を代表し、会務を総轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は副会長がその職務を代行する。
- (3) 理事は、各クラブ代表として出席し会務を執行する。
- (4) 専門部長は、各専門部を代表し、各種事業を総轄する。
- (5) ブロック長は、各ブロックを代表し、ブロックの活動を総括する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じた時、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議の種類及び開催)

第10条 県協議会の会議は総会、役員会、理事会、専門部会、ブロック会とする。各会議の開会に必要な定員数は2分の1以上とし、欠席の場合は委任状の提出を必要とする。議事は出席者の過半数で決め、可・不可同数のときは議長がこれを定める。

(総会)

第11条 総会は会長が召集し、会長が議長となり議事を進行する。

- 2 総会は、第6条の役員・登録クラブの役員をもって構成し、県協議会の事業計画・予算・事業報告・決算、規約の改廃、その他、県協議会の事項について審議する。
- 3 必要がある場合は、会長が臨時に会議を招集する。

(役員会)

第12条 役員会は、会長・副会長、専門部長をもって構成し、県協議会の重要事項について審議する。

(理事会)

第13条 理事会は会長が召集し、会長が議長となり議事を進行する。

- 2 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、総会及び県協議会関連事項について企画・立案並びに協議を行う。通常は年2回の開催とする。
- 3 必要がある場合は、会長が臨時に会議を招集する。

(専門部会)

第14条 専門部会は部長が召集し、部長が議長となり議事を進行する。

- 2 専門部会は、所属するクラブ代表理事をもって構成し、部会運営関連事項について企画・立

案並びに協議を行う。

(ブロック会)

第15条 ブロック会はブロック長が召集し、ブロック長が議長となり議事を進行する。

2 ブロック会は、所属するクラブ代表理事をもって構成し、各ブロック運営に関連する事について協議を行う。

第5章 会計

(会計)

第16条 県協議会の予算は、各種補助金・助成金、寄付金及び登録料、年会費等をもって支弁し、本会の定款の定めるところにより処理する。

2 年会費については、各クラブ5,000円の負担金とする。

3 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 事務局

(事務局)

第17条 県協議会の事務は、本会事務局において処理する。

(事務局に関する規程)

第18条 本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する事項は、本会の定めるところによる。

第7章 改定

(改定)

第19条 本規程は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

附 則

1 本規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 本規程の施行と同時に、宮崎県協議会規程（以下「規程」という。）は廃止する。ただし、規程第5条については、本規程による役員が置かれるまでは、これを適用する。

3 令和6年4月1日 一部改訂

4 令和7年3月4日 一部改訂

宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程

(総則)

第1条 本規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会基本規程（以下、「基本規程」という。）第5条第2項に基づき、公益財団法人宮崎県スポーツ協会宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録に関することについて定める。

(目的)

第2条 登録は、基本規程第2条に則り、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が県協議会に加入することを目的として行うものとする。

(登録申請)

第3条 登録は、県協議会が別に定める登録基準を具備したものをもって、県協議会を通じ、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）へ総合型クラブ単位で申請する。

(登録審査)

第4条 県協議会は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。

2 登録審査については、別に定める。

(登録認定)

第5条 県協議会は、前条に定める登録審査を経たクラブに対し、登録クラブとして認定を行う。

2 登録認定については、別に定める。

(有効期限)

第6条 登録の期間は毎年度、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする

(登録更新審査)

第7条 登録は、年度ごとにこれを更新する。

2 登録更新審査については、別に定める。

(権利)

第8条 登録クラブは、次の権利を有する。

- (1) 全国協議会及び県協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。
- (2) 全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際に関する条件等は別に定める。

(遵守事項)

第9条 登録クラブは、適正な組織運営等を行うため、全国協議会登録規程第9条に定める事項を遵守しなければならない。

(登録料)

第10条 県協議会は、第5条に定める登録認定を行ったクラブから登録料を受領するものとする。

2 前項に定める登録料は5,000円とする。

(処分)

第11条 県協議会は、登録クラブが、第9条に定める遵守事項に違反する行為（以下「違反行為」という。）の疑いがあるとき、全国協議会が定める処分細則に基づき対応を行うものとする。

2 前項の対応を行った結果、当該登録クラブの違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該登録クラブを処分するものとする。

(個人情報の扱い)

第12条 本規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱いについては、別に定める。

(改定)

第13条 本規程は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

附 則

1 本規程は令和4年4月1日から施行する。

2 (令和4年3月25日) 本規程は令和4年4月1日から施行する。ただし、本規程に定める「登録クラブ」は、全国協議会登録認定細則において令和5年3月末吉日までの間は、登録認定を予備登録とすることに鑑み、令和5年10月吉日までの間は「予備登録クラブ」と読み替えることとする。

3 (令和4年7月19日) 第6条を改定。この改定は、令和4年7月19日から施工する。

4 令和4年度の登録審査(令和4年11月1日登録認定分)に係る登録については、第6条有効期間を令和4年11月1日から令和5年10月31日までの1年間とする。なお、登録クラブの希望により、有効期間を令和6年3月31日まで延長することができ、この場合、延長した期間(令和5年11月1日～令和6年3月31日)にかかる登録料(第10条)は2,000円とする。

5 令和5年度の登録審査(令和5年11月1日登録認定分)にかかる登録クラブについては、第6条の有効期間を、令和5年11月1日から令和6年3月31日までの5か月間とする。この場合、第10条の登録の登録料は「5,000円」とあるのを、「2,000円」とする。

6 令和2年3月16日附則第1条中「令和5年3月末日」及び「令和5年10月末日」とあるのをいづれも「令和6年3月末日」に変更する。

宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録基準細則

(総則)

第1条 本細則は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程第3条に基づき、公益財団法人宮崎県スポーツ協会宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録基準に関することについて定める。

(基本基準)

第2条 登録可能と判断する基本的な基準（以下「基本基準」という。）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第2条に準ずるものとする。

(基本基準の適用範囲)

第3条 基本基準の適用範囲（運用ルール）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第3条に準ずるものとする。

<必ず満たすべき運用ルール>

基本基準		必ず満たすべき運用ルール
分類	個別基準	
(1) 活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。	・ 定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。
	②多世代（複数世代）を対象としている。	・ 次の世代区分のうちいずれか2区分以上の会員※2がいる。 (世代区分) A) 未就学児 B) 小学生 C) 中学生 D) 高校生（～18歳） E) ～29歳 F) ～39歳 G) ～49歳 H) ～59歳 I) ～69歳 J) 70歳～
	③適切なスポーツ指導者を配置している。	・ クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している。※3 ・ 定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者（以下「公認スポーツ指導者」という。）を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている ※3
	④安全管理体制を整備している。	・ 緊急連絡体制を整備している。※4

(2) 運営形態に関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。	・規約等※5・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の所在する市町村※6の住民である（又は当該市町村の住民と当該市町村に隣接する市町村の住民を合算すると過半数である）。 ・非営利組織である。※7
(3) ガバナンスに関する基準	⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・規約等※5の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。
	⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録（出席者が明記されているもの）が提出されている。
(4) その他	⑧市町村と連携している。	・市町村が総合型地域スポーツクラブを認めている。

※1：定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。

※2：会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す（月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない）。ただし、この基準を満たす総合型クラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として当面の間は申請した総合型クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。

※3：当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない。

※4：不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。

※5：規約・会則・定款等を指す。

※6：特別区は市町村に準ずる。

※7：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

（改定）

第4条 本細則は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

附 則

1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和7年3月4日 一部改訂

宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録審査細則

(総則)

第1条 本細則は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程第4条に基づき、公益財団法人宮崎県スポーツ協会宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）が実施する登録審査に関することについて定める。

(登録審査委員会)

第2条 県協議会は、登録審査を実施するため、「総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「登録審査委員会」という。）」を設置する。

(登録審査委員会の構成)

第3条 登録審査委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。

2 委員長及び委員は、次に示す者の中からそれぞれ1名以上を公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「県スポ協」という。）の代表者が委嘱する。

- (1) 県スポ協役員又は担当者
- (2) 県行政担当者
- (3) 県協議会役員又は担当者
- (4) 学識経験者（大学教員、弁護士、中小企業診断士、スポーツ推進委員など）

(オブザーバー)

第4条 登録審査委員会委員長は、オブザーバーを定めることができる。

2 オブザーバーは、登録審査委員会に出席し、委員長及び委員から求められた場合には、意見を述べるることができる。

3 オブザーバーは、登録審査委員会の議決権を有しない。

(委員の任期)

第5条 登録審査委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合は、欠員を補充する。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期はほかの役員の残任期間とする。

3 委員は任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

(登録審査委員会の招集及び決議)

第6条 登録審査委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

2 登録審査委員会の議事は、出席した委員の合意により決議する。

(登録審査方法)

第7条 登録審査委員会は、登録審査として書類審査及び実地審査を行う。ただし、登録審査委員会の判断で、実地審査を省略することができる。

2 書類審査は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）から提出を受けた以下の申請書類①から⑨を基に行う。ただし、申請書類⑩として、県協議会が別に定める書類の提出を総合型クラブに求めることができる。なお、申請書類⑩の提出を求めた場合、当該書類も含め書類審査を行うことができる。

（1）申請書類

①登録基準確認用紙

②基礎情報書類（総合型クラブ概要等）

③規約・会則・定款等

④役員名簿

⑤総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算

⑥総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算

※申請年度に創設した総合型クラブは提出不要

⑦総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果

⑧上記⑤及び⑥を議決した際の議事録

※申請年度に創設した総合型クラブは⑥を議決した際の議事録は提出不要

⑨スポーツ団体ガバナンスプラットフォームが発行する登録証写し（登録番号が付与される場合は、当該登録番号を申請書類①に記入することで対応）

⑩県協議会が別に定める書類

3 実地審査は、原則として総合型クラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者（クラブマネージャー等）が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員を含む2名以上が実施する。

（登録審査結果の報告）

第8条 登録審査委員会は、前条による登録審査結果を審査実施当該年度の1月末日までに別に定める様式により県協議会に審査結果を提出するものとする。

（改定）

第9条 本細則は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

附 則

1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。

宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録認定細則

(総則)

第1条 本細則は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程第5条に基づき、公益財団法人宮崎県スポーツ協会宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）が実施する登録認定に関することについて定める。

(登録認定リストの作成)

第2条 県協議会は、総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会から提出を受けた登録審査結果・登録更新審査結果を基に、別に定められた様式を用いて宮崎県総合型地域スポーツクラブ登録認定リスト（以下「登録認定リスト」という。）を作成する。

(登録認定リストの提出)

第3条 県協議会は、前条で作成した登録認定リストを2月末日までに、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）に提出する。

(登録料の収受及び認定証の発行)

第4条 県協議会は、全国協議会から登録認定リストの登録が完了した旨の通知を受理した後、登録認定リストに記載の総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）に対して全国協議会幹事長名による認定証を発行する。

2 県協議会は、前項により認定証を発行した総合型クラブ分の登録料（全国協議会が定める登録料）を5月末日までに全国協議会へ納付する。

(改定)

第5条 本細則は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

附 則

- 1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月末日までの間は、全国協議会登録認定細則に基づき、登録認定リストに記載された総合型クラブを予備登録として取り扱うことから、第4条第1項に定める認定証について、その名称を予備登録証に替えるものとする。
- 2 令和4年7月19日に第3条及び第4条第2項を改定。この改定は、令和4年7月19日から施行する。
- 3 第3条の適用につき、令和4年度の登録審査（令和4年11月1日登録認定分）及び令和5年度の登録審査（令和5年11月1日登録認定分）については、「2月末日まで」とあるのを、「9月末日まで」とする。
- 4 第4条第2項の適用につき、令和4年度の登録審査（令和5年11月1日登録認定分）については、「5月末日まで」とあるのを「12月末日まで」とする。
- 5 附則第1条中「令和5年3月末日」とあるのを「令和5年10月末日」に変更する。

宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録更新審査細則

(総則)

第1条 本細則は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程第7条に基づき、登録更新審査に関することについて定める。

(登録審査委員会)

第2条 登録更新審査は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録審査細則に定める登録審査委員会において行う。

(登録更新審査方法)

第3条 登録審査委員会は、登録更新審査として、書類審査及び実地審査を行う。ただし、登録審査委員会の判断で、実地審査を省略することができる。

2 登録更新審査は、年度ごとに行う。

3 書類審査は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）から提出を受けた以下の申請書類①から⑨を基に行う。ただし、申請書類⑤、⑥、⑧は、登録審査委員会の判断で総合型クラブからの提出を省略できるとともに、申請書類⑩として、県協議会が別に定める書類の提出を総合型クラブに求めることができる。なお、申請書類⑩の提出を求めた場合、当該書類も含め書類審査を行うことができる。

(1) 申請書類

①登録基準確認用紙

②基礎情報書類（総合型クラブ概要等）

③規約・会則・定款等 ※前回提出以降、変更がある場合のみ提出

④役員名簿 ※前回提出以降、変更がある場合のみ提出

⑤総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算

⑥総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算

⑦総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果

⑧上記⑤及び⑥を議決した際の議事録

⑨スポーツ団体ガバナンスプラットフォームが発行する登録証写し（登録番号が付与される場合は、当該登録番号を申請書類①に記入することで対応）

⑩県協議会が別に定める書類

4 実地審査は、原則として総合型クラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者（クラブマネジャー等）が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員を含む2名以上が実施する。

(登録更新審査結果の報告)

第4条 登録更新審査委員会は、1月末までに宮崎県総合型スポーツクラブ連絡協議会に審査結果を提出するものとする。

(改定)

第5条 本細則は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

附 則

1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条第3項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。

2 令和4年7月19日に第4条を改定。この改定は、令和4年7月19日から施行する。

宮崎県総合型地域スポーツクラブ支援補助金交付要項

1 目 的

宮崎県内の総合型地域スポーツクラブが地域に長く根ざすことを目指し、各総合型地域スポーツクラブの円滑な運営を図る。

2 補助対象

日本スポーツ協会に登録・認証をし、宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録のクラブ

3 補助対象経費等

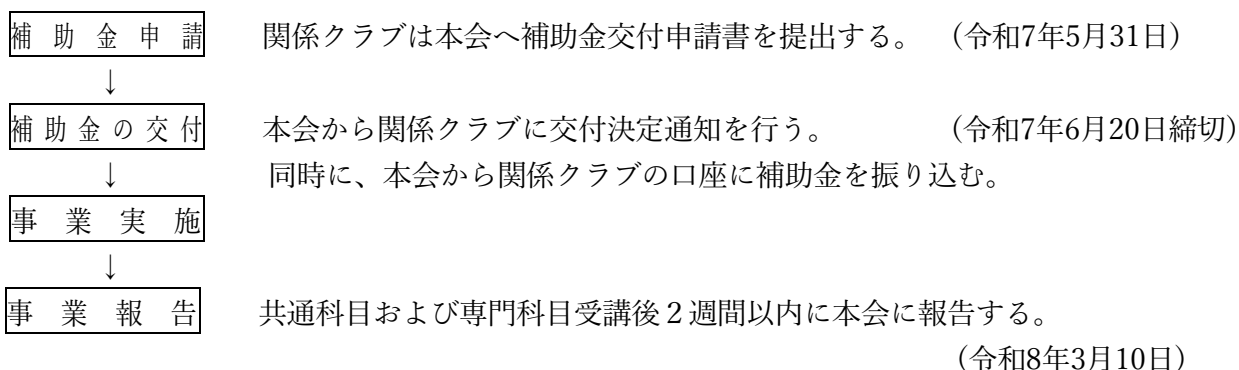
(1) 資格取得費

アシスタントマネジャー・クラブマネジャーの資格取得に向けた補助とする。4年に1回各クラブに回るようにし、1クラブ一律25,000円の年度1クラブ1人とする。

ただし、一度も補助金を活用していないクラブについては希望があれば優先的に対象とする。

また、上記の資格取得者が少ない場合は、公認スポーツ指導者資格取得に向けた補助に充てることができる。その場合の補助額は5,000円とし、年度1クラブ1人とする。

4 事務手続き



5 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき適正に執行しなければならない。

6 この要項は、令和5年 4月 1日から施行する。

令和6年4月17日 一部改正

令和7年1月31日 一部改正

公益財団法人宮崎県スポーツ協会基本財産等管理運用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第5条の規定に基づき、本会の基本財産及び基本財産以外の資産（以下「その他の資産」という。）の管理運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基本財産)

第2条 定款第5条第1項に定める基本財産は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(管理)

第3条 基本財産及びその他の資産は、法令に定めるもののほか、定款及びこの規程に基づき理事長が管理する。

2 基本財産及びその他の資産に属する現金は、金融機関への預金又は有価証券など最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用)

第4条 基本財産及びその他の資産は、その目的に応じて資産価値の維持を図り、最善と考えられる方法により運用しなければならない。

2 基本財産から生ずる収益は、本会の収支予算に計上して、基本財産の目的を達成するための経費の財源に充てる。

(追加)

第5条 別表の基本財産に新たな基本財産を追加する場合は、あらかじめ理事会、評議員会の承認を得なければならない。

2 前項において、本会に寄付を受けた財産の取扱いは、寄付者の意思を尊重して行わなければならない。

(処分)

第6条 基本財産は、本会の事業遂行上やむを得ない場合に限り、その一部を処分し、又は基本財産から除外することができる。

2 前項の場合には、あらかじめ理事会、評議員会の承認を得なければならない。

(規程の変更)

第7条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、基本財産及びその他の資産の管理運用に関し必要な事項は、理事会で審議して、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

平成27年度 10,000,000円 除外

平成28年度 10,000,000円 除外

2 令和2年3月 3日 一部改正

3 令和7年3月21日 一部改正

別表1 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産

種 別	場所、物量等	備考

別表2 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定財産以外のもの）（H29年3月31日現在）

財産種別	場所、物量等	備考
		財団法人宮崎県体育協会から継承した基本財産の内訳
		基本金 35,000,000円
		宮崎県スポーツ振興基金 202,730,000円
		宮崎県スポーツ少年団積立金 4,000,000円

公益財団法人宮崎県スポーツ協会会計処理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第10条第2項の規定に基づき、本会の会計処理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基準)

第2条 本会の会計は、法令、定款及びこの規程に定めるもののほか、公益法人会計基準等（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会発表）に準拠して処理する。

(会計区分)

第3条 本会の会計は、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計とする。

(会計年度)

第4条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計責任者)

第5条 本会の会計責任者は、事務局長とする。

(勘定科目の設定)

第6条 本会の会計には、財務及び会計の状況を的確に把握するために必要な勘定科目を設ける。

2 勘定科目の名称、性質及び処理基準は、公益法人会計基準の定めに準拠して別に定める。

(会計帳簿等)

第7条 本会の会計帳簿は次のとおりとする。

(1) 主要簿

ア 仕訳帳

イ 総勘定元帳

(2) 補助簿

ア 現金出納帳

イ 固定資産台帳

ウ その他、予算の管理に必要と認められる台帳

2 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代える。

3 補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票並びに総勘定元帳と有機的関連のもとに作成しなければならない。

(会計伝票)

第8条 本会が行うすべての取引に関する帳簿整理は、会計伝票により行う。

2 会計伝票は、収入伝票、支出伝票及び振替伝票とする。

3 会計伝票は、証拠に基づいて作成し、証拠は別に保存するものとする。

4 会計伝票には、勘定科目、取引年月日、金額、相手方等取引内容を簡単、明瞭に記載しなければならない。

5 会計伝票は、原則として取引1件ごとに作成し、伝票には会計責任者の承認印を受けなければならない。

(証拠)

第9条 証拠とは、会計伝票の正当性を立証する次の書類をいう。

(1) 請求書

(2) 領収書

(3) 証明書

- (4) 起案文書及び上申書
- (5) 検収書、納品書及び送り状
- (6) 支払申請
- (7) 各種計算書
- (8) 契約書、覚書その他の証書
- (9) その他取引を裏付ける参考書類

(記帳)

第10条 総勘定元帳は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。

2 補助簿は、会計伝票又はその証拠書類に基づいて記帳しなければならない。

3 毎月末には、補助簿の借方、貸方の合計及び残高と、当該総勘定元帳の合計及び残高を照合確認しなければならない。

(帳簿の更新)

第11条 帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

(予算の目的)

第12条 予算は、各会計年度の事業計画の内容を明確な計数をもって表示し、事業活動の円滑な運営を図ることを目的とする。

(予算書の作成)

第13条 本会の予算書は、事業計画に基づき毎会計年度開始前に理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

(予算の流用)

第14条 予算の執行にあたり、各科目間において相互に流用してはならない。ただし、理事長が予算の執行上必要があると認めたときは、この限りでない。

(予算の補正)

第15条 理事長は、予算の補正を必要とするときは、補正予算書を作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

(金銭の範囲)

第16条 この規程において、金銭とは、現金、預金及び振替貯金をいう。

2 現金とは、通貨、小切手、郵便為替証書、振替預金払出証書及び官公署の支払通知書をいう。

3 手形及びその他の有価証券は、金銭に準じて取り扱うものとする。

(出納責任者)

第17条 金銭の出納、保管の責任者として、出納責任者を置く。

2 出納責任者は、会計責任者が任命する。

3 出納責任者は、金銭の保管及び出納事務を取り扱わせるため、出納事務担当者を若干名置くことができる。

(金銭の出納)

第18条 金銭の出納は、会計責任者の承認印のある会計伝票に基づいて行わなければならない。

(金銭の収納)

第19条 金銭を収納したときは、領収書を発行しなければならない。

2 収納した金銭は、速やかに金融機関に預け入れ、これを支出にあててはならない。

(支払手続)

第20条 金銭の支払いは、最終受取人からの請求書、その他取引を証する書類に基づいて、出納責任者の承認を得て行わなければならない。

2 金銭の支払いには、最終受取人の署名及び押印のある領収書を受領しなければならない。ただし、所定の領収書を受け取ることができない場合は、支払証明書をもってこれに代えることができる。

3 金銭の支払いは、原則として金融機関での振込とする。ただし、少額の支払い、その他これによりがたい場合は、現金払いにすることができる。

(資金前渡払い)

第21条 経費の性質により事務に支障を及ぼすと認められる場合は、その資金を本会事務局職員に前渡しして支払うことができる。

(概算払等)

第22条 経費の性質により必要があると認められる場合は、概算払い又は前金払いをすることができる。

(精算)

第23条 前途資金又は概算払等を受けた場合は、支出伝票にその旨を明示し、その経費の確定後速やかに精算しなければならない。

(金銭の過不足)

第24条 金銭に過不足が生じたときは、出納責任者は、遅延なく会計責任者に報告し、その処置について、会計責任者の指示を受けなければならない。

(収支月計表の作成)

第25条 出納責任者は、会計責任者の求めに応じて、その月の前月までの現金及び預金の収支月計表を提示しなければならない。

(契約の方法)

第26条 本会の契約は、宮崎県財務規則（昭和30年宮崎県規則第2号）の規定に準拠して行う。

(固定資産の範囲)

第27条 この規程において、固定資産とは次の各号に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産

土地、建物（建物には付属設備を含む。）、構築物、機械装置、車両運搬具、什器備品等

(2) その他の固定資産

借地権、電話加入権、敷金及び保証金、投資有価証券等

2 有形固定資産は、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上の資産をいう。

(取得価格)

第28条 固定資産の取得価格は、次のとおりとする。

(1) 購入により取得したものは、その購入価格及び付帯費用

(2) 建設又は製作により取得したものは、その建設又は製作に要した費用

(3) 交換により取得したものは、その交換に際し提供した資産の帳簿価格

(4) 贈与により取得したものは、取得時の適正な評価額

(有形固定資産の改良と修繕)

第29条 有形固定資産の性能を向上し、または耐用年数を延長するために要した金額は、これをその資産の価額に加算する。

2 有形固定資産を現状に回復するに要した金額は、修繕費とする。

(固定資産の管理)

第30条 出納責任者は、固定資産台帳を設けて、固定資産の保全及び移動の状況を記録しなければならない。

2 有形固定資産に移動及び毀損、滅失があった場合は、出納責任者は、会計責任者に報告しなければならない。

3 会計責任者は、毎会計年度1回以上、固定資産管理台帳と現物の照合を行わなければならない。

(物品の範囲)

第31条 この規程において、物品とは次のとおりとする。

(1) 消耗品

(2) 耐用年数1年以上のもので、取得価額が10万円未満のもの

(物品の購入)

第32条 物品の購入は、収支予算に基づいて、関係責任者の決裁を得て行わなければならない。

(物品の管理)

第33条 出納責任者は、経費を支出したもののうち物品として管理するものは、固定資産に準じて物品台帳を設けて、記録及び整理を行わなければならない。

(決算)

第34条 決算は、毎会計年度の会計記録を整理し、その収支の結果を収支予算と比較して、その収支状況や財産の増減状況及び毎会計年度末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

2 本会の決算書は、毎会計年度終了後に理事長が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、評議員会に報告し又は承認を受けなければならない。

3 会計責任者は、定款第8条第2項第4号にかかわる次に掲げる書類を作成しなければならない。

(1) 収支相償の計算書

(2) 公益目的事業比率の計算書

(3) 遊休財産額の計算書

(規程の変更)

第35条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第36条 この規程に定めるもののほか、本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会で審議して、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

2 令和2年3月 3日 一部改正

3 令和7年3月21日 一部改正